

#### 要望 1

すでに公表されている「埼玉県中小企業・個人事業主支援金」（第1弾、第2弾）の対象に非営利団体（特定非営利活動法人、一般社団法人等）も含めてください。

- 埼玉県中小企業・個人事業主支援金は、県内の99.8%を占める中小企業者（中小企業・個人事業主）を対象に支援するものです。
- 中小企業者の範囲については、中小企業基本法等に定めがあり、資本金の額又は出資の総額が一定額以下の会社並びに常時使用する従業員の数が一定数以下の会社及び個人とされ、業種ごとに要件が定められています。
- 会社の定義について、中小企業庁のホームページでは、株式会社等の会社法上の会社を指すものとし、士業法人も、会社法の合名会社の規定を準用して実質的に会社形態をとっていると認められることから、中小企業基本法に規定する「会社」の範囲に含むものとしています。
- 一方、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人（NPO）、一般社団法人・一般財団法人、公益社団法人・公益財団法人、学校法人などは、対象外と整理されているところです。

※ 中小企業庁のホームページ FAQ「中小企業の定義について」

[https://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01\\_teigi.htm#q2](https://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01_teigi.htm#q2)

- 今回の支援金は、業種を問わず、自粛要請の有無を問わず、売上げの多寡も問わないという形で、幅広く対象を定めたことにより、想定される対象者は約5万者になります。
- このため、中小企業者であっても、支援対象者を県内に本社を置くものに限定しており、県外に本社を置く中小企業者については、県内で事業を営み、税金を納めている場合でも対象外としているところです。
- こうした事情を斟酌いただき、NPO法人等を支援の対象外としていることについて御理解を賜りたいと存じます。
- なお、他都県の多くは、休止や営業時間短縮の要請を受けた施設を管理するものに限って全面的な協力を行った場合に協力金を支払う制度設計となっています。
- このような場合は、設置主体にかかわらず、休業等要請をしている施設の運営主体全てに協力金を支払わないと、休業等を促す効果が期待できない面もあることから、単純に比較することはできないものと考えています。

（産業労働部）

### 要望 2

今後、新型コロナウイルス感染拡大防止に係る中小企業等の県内事業者等の支援を実施する際には、非営利団体（特定非営利活動法人、一般社団法人等）も対象に含めてください。

- 感染拡大防止協力金のように、制度の目的や効果を上げるための手段などを考慮の上、施策ごとに個別に判断してまいります。

（産業労働部）

### 要望 3

「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を用いて、非営利団体との積極的な協働による住民生活の支援や文化活動の新しい試みを推進してください。

- 令和2年5月26日付けで庁内各部局に対して、要望いただいた趣旨を周知するとともに「地方創生臨時交付金」を活用した事業への配慮を求める通知をしております。
- また、コロナ禍において事業の継続に向け頑張るNPO法人を応援するため、既定の予算を活用する緊急事業を実施することとしました。
- NPO活動サポート事業に新たに「緊急応援枠」を加え、条件を満たしたNPO法人の事業に対し助成を行うものです。
- 1法人当たりの助成額を10万円としたのは、限りある予算の中でなるべく多くの法人に支援を行うためです。
- 助成件数は100件程度となる見込みです。
- 助成事業は申請に基づき審査を行った上で決定します。
- 今後とも、社会の中で重要な役割を担う非営利団体との協働などを通じ、県民活動の充実に取り組んでまいります。

（県民生活部）